

京都市消防局訓令甲第11号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

京都市消防局長 荒木 俊晴

目次中「機械技術者」を「消防ポンプ装置技術者」に、「第15条」を「第12条」に、「第16条」を「第13条」に改める。

第6条第3項及び第7条第3項中「警防課長」を「消防課長」に、「警防課の担当課長」を「警防統括課長」に改める。

第3章及び第4章を次のように改める。

第3章 消防ポンプ装置技術者

(消防ポンプ装置技術者)

第10条 局長は、消防ポンプ装置（消防用自動車のうちポンプ装置を装備しているもの及び小型動力ポンプをいう。以下同じ。）の専門的な技能及び知識を習得した者として、消防ポンプ装置技術者（以下「ポンプ技術者」という。）を認定するものとする。

2 消防ポンプ装置の取扱いは、ポンプ技術者が行うものとする。

(認定試験)

第11条 局長は、毎年度1回以上、前条第1項に規定する認定のための試験（以下「認定試験」という。）を行うものとする。

2 次の表の左欄に掲げる道交法に規定する運転免許（以下「運転免許」という。）の区分に応じ同表の右欄に掲げるいずれかの種類の運転免許を受けている職員は、当該免許を受けていた期間（第一種運転免許の普通自動車免許を受けていた期間を含む。ただし、それぞれの免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上となったときは、原則として認定試験を受けなければならない。

区 分	種 類
第 一 種 運 転 免 許	大 型 自 動 車 免 許
	中 型 自 動 車 免 許
	準 中 型 自 動 車 免 許
第 二 種 運 転 免 許	大 型 自 動 車 第 二 種 免 許
	中 型 自 動 車 第 二 種 免 許

3 認定試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(認定の取消し)

第12条 局長は、ポンプ技術者が、心身の故障、技能の低下等により適性を欠くと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

#### 第4章 運転

(運転者の指名)

第13条 所属長は、運転免許を受けている職員の運転の技能に応じ、当該職員が運転することができる車両の種類を限定したうえ、当該職員を運転者としてあらかじめ指名する。

(運転者の要件)

第14条 車両は、前条の規定により指名を受けた者で、安全運転管理者から、特に運転を命じられた者でなければ運転してはならない。

(運転技術者の指名)

第15条 所属長は、緊急自動車（道交法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。）の運転について必要な技能及び知識を有すると認める運転者（以下「運転技術者」という。）をあらかじめ指名する。

(技術指導員の指名)

第16条 所属長は、大型自動車免許を受けているポンプ技術者から、技術指導員をあらかじめ指名する。

2 技術指導員は、整備管理補助者を補佐するとともに、職員に対する車両の運転（緊急自動車の運転を含む。）技術及び法令に定める車両の運転に関する事項並びに消防ポンプ装置の取扱いについて指導を行うものとする。

(運転者等の現況報告)

第17条 所属長は、人事異動の都度、運転者、運転技術者、ポンプ技術者及び技術指導員の現況を運転者等現況表（第1号様式）により局長に報告するものとする。

（安全運転の教育）

第18条 安全運転管理者等は、新たに指名された運転技術者又は安全運転管理者等が必要と認める職員に対し、車両の安全な運転を確保するために必要な教育を実施し、交通事故の防止に努めなければならない。

（運転等の方法）

第19条 車両の運転、乗車、下車等の方法は、道交法その他道路交通に関する法令に定めるもののほか、別に定めるところにより実施するものとする。

第25条第3項中「機械技術指導員」を「技術指導員」に、同条第5項中「機械技術者」を「消防装備の取扱技術に関する指導者」に改める。

第32条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第33条の表所属の項中「機械技術者経歴台帳」を「運転者等経歴台帳」に改める。

第34条中「半期（4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。）」を「年度」に、「半期の翌半期」を「年度」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

第1号様式注以外の部分中「第14条関係」を「第17条関係」に、「機械技術者現況表」を「運転者等現況表」に、「あて先」を「宛先」に、

「

運転者 指名の有無	フリガナ 氏名	階級	日勤 部別	級別	認定 年月日	部隊名	運転免許 の種類	取得 年月日	備考
--------------	------------	----	----------	----	-----------	-----	-------------	-----------	----

」

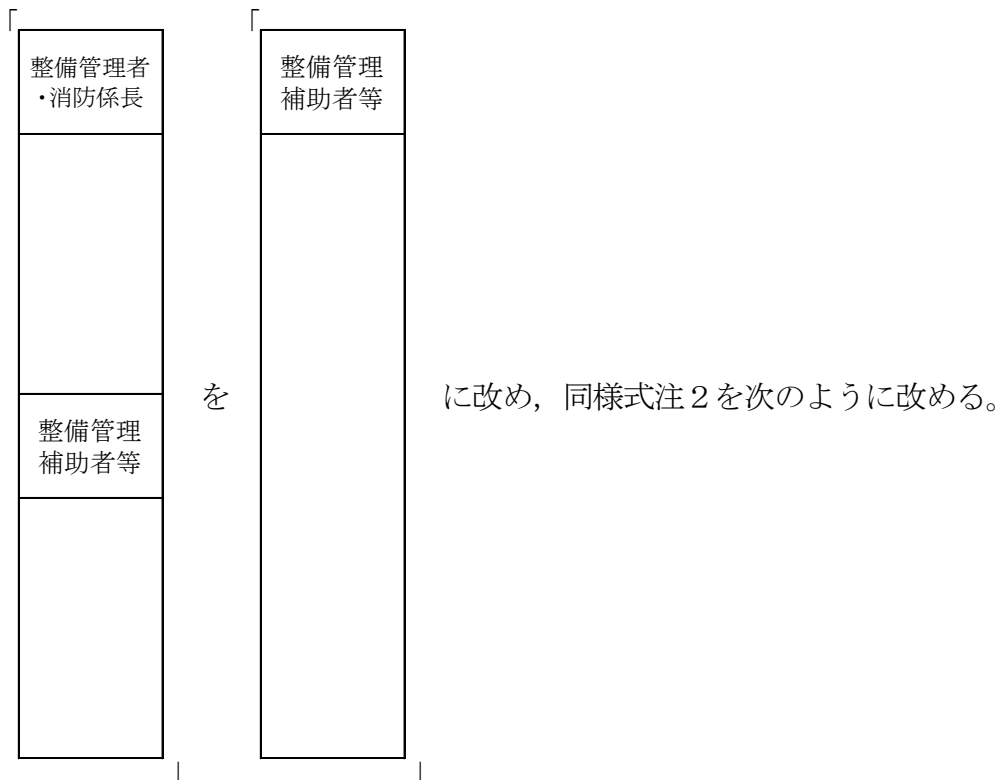
を

運転者	運転 技術者	ポンプ 技術者	フリガナ 氏名	階級	日勤 部別	部隊名	運転免許 の種類	取得 年月日	運転免許 有効期限	備考
-----	-----------	------------	------------	----	----------	-----	-------------	-----------	--------------	----

」

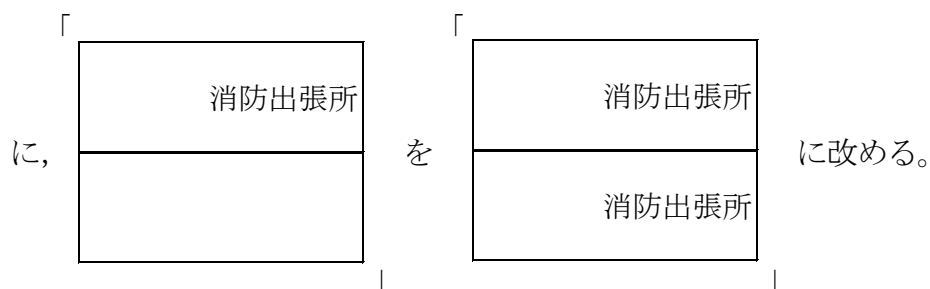
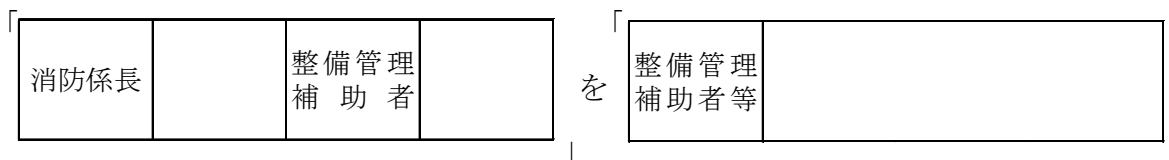
に、同様式注1中「運転者指名の有無の欄は、運転者に指名」を「運転者、運転技術者及びポンプ技術者の欄は、指名又は認定」に改め、同注2中「認定年月日及び」を削り、同注3中「欄は」を「欄には」に、「機械技術指導員」を「技術指導員」に、「指導員を」を「指導員と」に改める。

第7号様式注以外の部分中



2 車両運行上等必要となる事項がある場合は、特記事項の欄に記入すること。

第9号様式注以外の部分中「安全運転管理者」を「消防装備管理者」に、「副安全運転管理者」を「消防装備責任者」に、



第10号様式注以外の部分中「機械技術者経歴台帳」を「運転者等経歴台帳」に、

機械技術者 認定関係	級 別	認定年月日	特 記 事 項		
	3 級				
	2 級				
	1 級				
各種研修及び 教育の受講状 況	受講年月日	受 講 内 容		所 属	機械技術指導員指名期間
					～
					～
					～
					～
					～
					～
					～

消防ポンプ装置 認定試験関係	認定年月日	特 記 事 項		
各種研修及び 教育の受講状 況	所 属	受講年月日	受 講 内 容	

に、同様式注2中「運転業務に従事する者」を「運転者」に改める。

第11号様式中「( 年度 半期分)」を削る。

第12号様式注以外の部分中「( 年度 半期分)」を削り、

「	エアフォーム(3%)	を	「	メガフォーム	に改める。
	メガフォーム			ハイフォーム	
	ハイフォーム			浸透剤 (クラスA)	
	浸透剤 (クラスA)			ドライケミカル (ABC粉末)	
	ドライケミカル (BC粉末)			ドライケミカル (BC粉末)	
	乳化剤 (スノーラップ)			乳化剤	」

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防装備規程の規定により機械技術者の等級を有している者は、この訓令による改正後の京都市消防装備規程の規定によるポンプ技術者とみなす。

3 この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局消防学校支援課)